

日程第 2 議案第 2 号

行政手続等の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(熊谷市立学校給食センター設置条例施行規則の一部改正)

第 1 条 熊谷市立学校給食センター設置条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 32 号)の一部を次のように改正する。

様式第 5 号、様式第 6 号及び様式第 9 号中

「学校長名

印」

を「学校長名」に改める。

様式第 10 号中「熊谷市立 学校長 印」を「熊谷市立 学校長」に改める。

(熊谷市公民館使用条例施行規則の一部改正)

第 2 条 熊谷市公民館使用条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 36 号)の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中「☎ 電話」を「☎ 電話」に改める。

(熊谷市立文化センター条例施行規則の一部改正)

第 3 条 熊谷市立文化センター条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 38 号)の一部を次のように改正する。

様式第 13 号中「☎」を「☎」に改める。

(熊谷市立妻沼展示館条例施行規則の一部改正)

第 4 条 熊谷市立妻沼展示館条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 42 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 3 号中「氏名 ☎」を「氏名」に改める。

(熊谷市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第 5 条 熊谷市文化財保護条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則

第54号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「及び代 ㊦」を「及び代
」に改める。

様式第5号から様式第11号までの規定中「及び
㊦」を「及び
」に改める。

(熊谷市立江南文化財センター条例施行規則の一部改正)

第6条 熊谷市立江南文化財センター条例施行規則(平成19年教育
委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「氏 名 _____ ㊦
」を「氏 名 _____」に改める。

(熊谷市スポーツ・文化村条例施行規則の一部改正)

第7条 熊谷市スポーツ・文化村条例施行規則(平成25年教育委員
会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第14号中「㊦ 電話」を「 電話」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、
当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

日程第 2 議案第 3 号

行政手続等の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示

(熊谷市教育委員会に対する指定文化財等の寄託に関する取扱要綱の一部改正)

第 1 条 熊谷市教育委員会に対する指定文化財等の寄託に関する取扱要綱(平成 29 年教育委員会告示(甲)第 2 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 3 号中「氏 名

㊦」を「氏 名 ㊦」に改める。

(熊谷市教育委員会に対する熊谷市史編さん資料等の寄託に関する取扱要綱の一部改正)

第 2 条 熊谷市教育委員会に対する熊谷市史編さん資料等の寄託に関する取扱要綱(平成 29 年教育委員会告示(甲)第 3 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 4 号中「氏 名

㊦」を「氏 名 ㊦」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

日程第2 議案第4号

熊谷市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

熊谷市立小・中学校職員服務規程（平成17年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「氏 名[㊟]」を「氏 名」に改める。

様式第4号中「教育長印」を「所属長欄」に、「印」を「本人欄」に改める。

様式第5号中「氏 名[㊟]」を「氏 名」に改める。

様式第6号から様式第6号の3までの規定中「承認印」を「承認欄」に、「印」を「本人欄」に、「印」を「本人欄」に改める。

様式第7号中「氏 名[㊟]」を「氏 名」に改める。

様式第7号の2中「氏 名[㊟]」を「氏 名」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「氏 名[㊟]」を「氏 名」に改める。

様式第10号の2中「校長」を「校長欄」に、「本人印」を「本人欄」に改める。

様式第11号中「氏 名[㊟]」を「氏 名」に改める。

様式第15号中「埼玉県教育委員会 様」を「熊谷市教育委員会 宛」に、「氏 名[㊟]」を「氏 名」

「.....」に、「決裁権者」を「決裁権者欄」に、「届出者印」を「届出者欄」

に改める。

様式第18号中「氏名 ㊦」を「氏名
」に改める。

様式第19号中「氏名 ㊦」を「氏名
」に改める。

様式第21号及び様式第22号中「氏名 ㊦」を「氏
名」に、「校長 ㊦」を「校長」に改め
る。

様式第23号から様式第25号までの規定中「氏名
㊦」を「氏名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、
当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。